

大村市入札制度要綱

(平成16年9月22日制定)

(趣旨)

第1条 市は、競争入札の競争性、透明性及び公平性を高めるとともに、契約事務の円滑な執行を図るため、市が発注する建設工事の請負について、あらかじめ入札執行回数を1回限りと定めて実施する入札（以下「1回入札」という。）を実施するものとし、その実施については、大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号）及び大村市建設工事執行規則（昭和59年大村市規則第13号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 1回入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札に付する建設工事及び指名競争入札に付する建設工事（設計金額500万円未満の工事を除く。）とする。

(工事費内訳書の提出)

第3条 建設工事の競争入札に参加する者は、当該競争入札の際、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出しなければならない。

2 前項の工事費内訳書を提出しない者又はその内容に著しい不備がある者は、当該競争入札に参加することができない。

(入札執行通知)

第4条 対象工事を指名競争入札に付する場合は、当該指名競争入札に参加する者の指名を受けた者に対し、入札執行通知書（様式）により通知するものとする。

(不落となった場合の取扱い)

第5条 建設工事の競争入札を実施し、落札者がいない場合において、当該実施した入札が指名競争入札であるときは、当該対象工事は、設計変更をすることなく、当該指名競争入札に参加する者の指名を受けた者以外の者による新たな指名競争入札（以下「指名替え入札」という。）に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該対象工事を指名替え入札に付することが困難である場合には、当該対象工事は、設計変更をし、指名替え入札に付さないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大村市入札制度試行要綱の規定は、平成17年10月1日以後に実施する一般競争入札及び指名競争入札に付する建設工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大村市入札制度試行要綱の規定は、平成31年4月1日以後に条件付き一般競争入札の公告に付し、又は指名競争入札の入札執行通知書を発する建設工事について適用する。